

令和7年度

監 査 集 録

大和市監査委員

# ま え が き

令和7年度の監査については、大和市監査基準に準拠して実施し、その結果については、地方自治法の定めるところによりその都度、市長、市議会議長、その他関係機関に報告し、公表してきました。

また、令和6年度に引き続き、財務監査（定期監査）と並行し、負担の公平性と財源確保の点から厳正な対応が求められる「税外未収金の債権管理について」を行政監査の対象事務としました。

つきましては、これらの中から財務監査（定期監査）、行政監査、財政援助団体等の監査の結果を集録しましたので、事務事業の執行の際に参考とされますようお願いいたします。

監査の結果は、全般的におおむね適正と認められましたが、一部の事務処理には適正を欠く事項も見受けられました。今後の予算執行及び事業の管理については、一層の適正化・効率化に取り組み、市民福祉の増進に努められることを要望します。

令和8年4月

大和市監査委員 中 村 正 樹

大和市監査委員 赤 嶺 太 一

# 目 次

第 1	財務監査（定期監査）の対象	1
第 2	財務監査（定期監査）の実施	1
1	監査の実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査委員	1
第 3	財務監査（定期監査）の結果	2
1	監査の結果	2
2	指摘事項	3
3	報告事項	6
4	改善事項	9
5	総 括	9
6	各部局の財務監査（定期監査）結果	
○	市長室（令和 7 年 4 月 25 日）	10
○	未来政策部（令和 7 年 4 月 25 日）	11
○	消防本部・消防署（令和 7 年 4 月 25 日）	11
○	総務部（令和 7 年 5 月 28 日）	12
○	市立病院（令和 7 年 6 月 27 日）	13
○	環境共生部（下水道事業会計分）（令和 7 年 7 月 28 日）	13
○	こども部（令和 7 年 9 月 30 日）	14
○	小学校・中学校（令和 7 年 10 月 28 日、29 日、30 日）	15
○	教育部（令和 7 年 10 月 30 日）	15
○	会計課（令和 7 年 11 月 26 日）	16
○	あんしん福祉部（令和 7 年 11 月 26 日）	16
○	まちづくり部（令和 7 年 12 月 25 日）	17
○	選挙管理委員会事務局（令和 7 年 12 月 25 日）	18
○	農業委員会事務局（令和 8 年 1 月 29 日）	18
○	市民経済・にぎわい創出部（令和 8 年 1 月 29 日）	19
○	健幸・スポーツ部（令和 8 年 2 月 26 日）	19

○ 環境共生部（一般会計分）（令和 8 年 3 月 26 日）	2 0
資料 令和 7 年度財務監査（定期監査）における項目別指摘事項一覧	2 1
第 4 行政監査	2 2
第 5 財政援助団体等監査	2 4
1 補助金交付団体	2 4
2 指定管理者	2 5

## 第1 財務監査（定期監査）の対象

財務監査（定期監査）は、これまで市の機関の全ての部局を対象としてきたが、財政援助団体等の監査を充実するため、令和4年度から総務担当課と監査委員が必要と判断した課以外は、原則として隔年の実施（行政委員会等も同様）とした。

その結果、令和7年度財務監査（定期監査）の対象は、市機関16部局の53課等である。

## 第2 財務監査（定期監査）の実施

### 1 監査の実施方針

令和7年度の財務監査（定期監査）の執行にあたっては、監査基準に基づき定められた監査計画における基本方針のもと、効率的かつ効果的に行うよう常に心がけ実施した。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、合理性、正確性、安全性を主眼に検証を行うとともに、事務事業がそれぞれ計画のもと適切な内容、規模をもって経済的、効率的に管理運営がなされているか、事務執行が適正になされているかについて検証した。

### 2 監査実施期間

令和7年4月から令和8年3月まで

### 3 監査委員

佐藤 光 徳（令和3年6月 3日就任）【識見委員】  
（令和7年6月 2日退任）

中村 正 樹（令和7年6月 3日就任）【識見委員】

中村 一 夫（令和6年5月10日就任）【議選委員】  
（令和7年5月 8日退任）

赤嶺 太 一（令和7年5月 9日就任）【議選委員】

なお、赤嶺太一監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

### 第3 財務監査（定期監査）の結果

#### 1 監査の結果

令和7年度の監査の結果（文書指導事項）は、指摘事項2件、報告事項49件、改善事項0件であった。前年度との比較は以下の表のとおりである。

（監査結果）

事項 \ 年度	令和7年度 監査（件数）	令和6年度 監査（件数）	比較 （件数）
指摘事項	2	5	△3
報告事項	49	71	△22
改善事項	0	0	0

監査の結果における判定にあたっては、別表の処理基準に基づいて決定した。

（最終改正・令和2年4月）

（別表）

監査結果処理基準（監査事務処理要領抜粋）

区分	内 容	公表の有無
指摘	次のいずれかに該当すると認められる事案 ① 法律に違反すると認められるもの ② 予算目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が適切を欠くと認められるもの ⑤ 前回までの監査で報告事項又は注意事項となっているものであって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの	公表する
報告	指摘事項の①から④までに掲げる事案のうち、次のいずれかに該当すると認められるもの（ただし、市に実損を生じさせたものを除く） ア 過誤の金額が1万円未満のもの（単純な計算誤り等その原因が軽易なものに限る。） イ 調定時期、支払時期等の遅延が3ヶ月以内のもの ウ その他事務処理の誤り等の程度が上記に類すると認められるもの	公表しない
改善	次のいずれかに該当すると認められる事案 ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められるもの イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの	

## 2 指摘事項

令和7年度の指摘事項は2件で、前年度に比べ3件（60.0%）減少している。

項目別の内訳は行政財産の貸付・目的外使用許可事務とその他の事務である。指摘事項の内容は、調定の遅延と収入の年度誤りによるものである。

部局別の内訳は、教育部とあんしん福祉部の各1件であり、前年度に比べ、教育部とあんしん福祉部は皆増となり、市立病院と健幸・スポーツ部は皆減となっている。なお、詳細については、21ページに項目別指摘事項一覧を掲載しているので、ご参照いただきたい。

### (1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和7年度監査		令和6年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	0 件	0.0 %	0 件	0.0 %	0 件	0.0 %
収入調定事務	0	0.0	2	40.0	△2	皆減
契約事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財産管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
備品管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
諸手当等の支給事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
行政財産の貸付・ 目的外使用許可事務	1	50.0	0	0.0	1	皆増
その他	1	50.0	3	60.0	△2	△66.7
計	2	100.0	5	100.0	△3	△60.0

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

## (2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	令和 7 年度監査			令和 6 年度監査		
	対象課等 の数	指摘事項 のある課 の数	件数	対象課等 の数	指摘事項 のある課 の数	件数
市 長 室	2	0	0	2	0	0
未 来 政 策 部	2	0	0	3	0	0
総 務 部	5	0	0	5	0	0
市民経済・にぎわい創出部	5	0	0	3	0	0
環 境 共 生 部	7	0	0	6	0	0
あんしん福祉部	4	1	1	3	0	0
こ ど も 部	2	0	0	3	0	0
健幸・スポーツ部	4	0	0	3	2	2
まちづくり部	3	0	0	3	0	0
会 計 課	1	0	0	-	-	-
公平委員会事務局	-	-	-	1	0	0
議 会 事 務 局	-	-	-	1	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	-	-	-
監 査 事 務 局	-	-	-	1	0	0
農業委員会事務局	1	0	0	-	-	-
教 育 部	3	1	1	4	0	0
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	7	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	3	0	0	4	0	0
市 立 病 院	3	0	0	3	1	3
計	53	2	2	52	3	5

(注) 表中の「-」は監査未実施の部局である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

## (3) 部局別項目別件数内訳 (令和7年度監査)

項目 部局	予算 執行 事務	収入 調定 事務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	行政財産の貸付・目的外使用許可事務	そ の 他	計
市長室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未来政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民経済・にぎわい創出部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境共生部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あんしん福祉部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
こども部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健幸・スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まちづくり部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2

### 3 報告事項

令和7年度の報告事項は49件で、前年度に比べ22件（31.0%）減少している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものは収入調定事務が13件、補助金等交付事務が10件である。報告事項の主な内容は、調定書、契約関係書類等に決裁がないものや、公印使用承認欄に押印がないもの等が30件であった。

部局別の内訳をみると、最も多かったのは総務部の9件で、その内6件は物品等管理に関する事務において、売却が未完了の備品を備品台帳から削除していたものである。前年度に比べ、総務部は25件、教育部は8件減少しているが、選挙管理委員会は8件増加している。

#### (1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和7年度監査		令和6年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	1件	2.0%	1件	1.4%	0件	0.0%
収入調定事務	13	26.5	4	5.6	9	225.0
契約事務	7	14.3	22	31.0	△15	△68.2
財産管理事務	5	10.2	1	1.4	4	400.0
備品管理事務	6	12.2	28	39.4	△22	△78.6
補助金等交付事務	10	20.4	1	1.4	9	900.0
諸手当等の支給事務	1	2.0	0	0.0	1	皆増
行政財産の貸付・ 目的外使用許可事務	1	2.0	6	8.5	△5	△83.3
その他	5	10.2	8	11.3	△3	△37.5
計	49	100.0	71	100.0	△22	△31.0

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

## (2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	令和 7 年度監査			令和 6 年度監査		
	対象課等 の数	報告事項 のある課 の数	件数	対象課等 の数	報告事項 のある課 の数	件数
市 長 室	2	0	0	2	1	1
未 来 政 策 部	2	0	0	3	1	1
総 務 部	5	1	9	5	3	34
市民経済・にぎわい創出部	5	2	8	3	2	3
環 境 共 生 部	7	2	3	6	2	4
あんしん福祉部	4	0	0	3	1	3
こ ど も 部	2	1	3	3	2	3
健幸・スポーツ部	4	2	5	3	2	3
まちづくり部	3	2	4	3	1	1
会 計 課	1	0	0	-	-	-
公平委員会事務局	-	-	-	1	0	0
議 会 事 務 局	-	-	-	1	0	0
選挙管理委員会事務局	1	1	8	-	-	-
監 査 事 務 局	-	-	-	1	0	0
農業委員会事務局	1	1	2	-	-	-
教 育 部	3	2	6	4	2	14
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	7	0	0
消防本部・消防署	3	0	0	4	1	1
市 立 病 院	3	1	1	3	1	3
計	53	15	49	52	19	71

(注) 表中の「-」は監査未実施の部局である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

## (3) 部局別項目別件数内訳 (令和7年度監査)

項目 部局	予算 執行 事務	収入 調定 事務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	行 政 財 産 の 貸 付 ・ 目 的 外 使 用 許 可 事 務	そ の 他	計
市長室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未来政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	9
市民経済・にぎわい創出部	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	8
環境共生部	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3
あんしん福祉部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども部	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
健幸・スポーツ部	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	5
まちづくり部	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	4
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	1	3	2	0	0	1	1	1	0	0	0	8
監査事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会事務局	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
教育部	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3	6
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	1	13	7	5	6	10	1	1	1	1	5	49

#### 4 改善事項

令和7年度の改善事項は0件であった。

#### 5 総括

令和7年度財務監査（定期監査）の文書指導事項は、前年度と比べ指摘事項は3件、報告事項は22件減少し、全体では25件減少した結果となった。

令和5年度以降、文書指導事項は減少しつづけているものの、内容としては、調定書、契約関係書類等に決裁がないものや公印使用承認欄に押印がないもの等、押印や決裁漏れに関する事項が30件と最も多く、基本的な事務処理の誤りが依然として見受けられる。

このほか、調定遅延や調定金額が誤っているもの、決定通知書等の記載内容に誤りがあるもの、財産台帳等に不備のあるものなどが散見されていることから、行政文書の作成・管理について、複数の職員による書類確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

各部局においては、こうした監査結果を踏まえ、行政への信頼性を損なうことがないように、関係法令及び財務関係諸規定等を遵守するとともに、引き続き研修等の実施やマニュアル・手順書等の充実を図り、適正な事務を自ら確保する体制の確立に努めていただきたい。

## 6 各部署の財務監査（定期監査）結果

○ 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による  
監査

- 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約内容は適切か。記載通り履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

### ○市長室

1 監査年月日 令和7年4月25日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市長室（秘書総務課、広報課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 備品管理に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 交際費の経理に関する事務
- (8) 来庁者への記念品に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○未来政策部

- 1 監査年月日 令和7年4月25日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、未来政策部（政策総務課、財政課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 基金管理に関する事務
  - (5) 備品管理に関する事務
  - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (7) 寄付金等管理に関する事務
  - (8) 市債台帳の整理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○消防本部・消防署

- 1 監査年月日 令和7年4月25日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、消防本部・消防署（消防総務課、警防課、指令課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (6) 財産管理に関する事務
  - (7) 備品管理に関する事務
  - (8) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (10) 交際費の経理に関する事務
  - (11) 消防団員の公務災害補償費支給に関する事務
  - (12) 消防団員の退職報償金支給に関する事務
  - (13) 被服等貸与品貸与に関する事務
  - (14) 給料決定に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○総務部

- 1 監査年月日 令和7年5月28日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、総務部（総務課、人財課、契約検査課、収納課、資産税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (7) 備品管理に関する事務
  - (8) 金券等の受払に関する事務
  - (9) 現金取扱に関する事務
  - (10) 給料決定に関する事務
  - (11) 期末・勤勉手当支給に関する事務
  - (12) 職員手当等支給に関する事務
  - (13) 退職手当支給に関する事務
  - (14) 児童手当支給に関する事務
  - (15) 職員手当等返還に関する事務
  - (16) 職員の被服貸与に関する事務
  - (17) 育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
  - (18) 工事請負・委託業務契約に関する事務
  - (19) 物品供給契約に関する事務
  - (20) 消耗品単価契約に関する事務
  - (21) 物品等管理に関する事務
  - (22) 過誤納金還付に関する事務
  - (23) 不納欠損処分に関する事務
  - (24) 延滞金の計算及び延滞金の減免に関する事務
  - (25) 滞納処分に関する事務
  - (26) 土地賦課に関する事務
  - (27) 家屋賦課に関する事務
  - (28) 償却資産賦課に関する事務
  - (29) 固定資産税の減免に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○市立病院

- 1 監査年月日 令和7年6月27日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市立病院（病院総務課、医事課、経営戦略室）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (5) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (6) 金券等の受払に関する事務
  - (7) 交際費の経理に関する事務
  - (8) 貯蔵品の管理に関する事務
  - (9) 備品管理に関する事務
  - (10) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
  - (11) 企業債の整理に関する事務
  - (12) 被服の貸与に関する事務
  - (13) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務
  - (14) 給料決定、退職手当支給、育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
  - (15) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務
  - (16) 出勤票・休暇届に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○環境共生部（下水道事業会計分）

- 1 監査年月日 令和7年7月28日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境共生部（下水道経営課、下水道・河川施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
  - (5) 下水道使用料賦課に関する事務

- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 物件設置許可に関する事務
- (8) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (9) 排水設備工事に関する事務
- (10) 下水道の占用許可に関する事務
- (11) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (12) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (13) 企業債の整理に関する事務
- (14) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
- (15) 原材料の管理に関する事務
- (16) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (17) 金券等の受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

### ○こども部

1 監査年月日 令和7年9月30日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、こども部〔こども総務課、ほいく課(緑野保育園、若葉保育園、草柳保育園、福田保育園含む)〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 金券等の受払に関する事務
- (11) 扶助費支給に関する事務
- (12) 学校等災害見舞金支給に関する事務
- (13) 保育施設助成金・補助金交付に関する事務
- (14) 病児保育料徴収・病児保育助成に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○小学校・中学校

- 1 監査年月日 令和7年10月28日、29日、30日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、大和市立小・中学校〔小学校4校（渋谷、下福田、上和田、福田）、中学校3校（下福田、渋谷、上和田）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 給食費の経理に関する事務
  - (3) 補助金等の経理に関する事務
  - (4) 備品管理に関する事務
  - (5) 薬品管理に関する事務
  - (6) 金券等の受払に関する事務
  - (7) 出勤票・休暇届に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○教育部

- 1 監査年月日 令和7年10月30日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、教育部（教育総務課、学校教育課、指導室）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 物品管理に関する事務
  - (6) 財産管理に関する事務
  - (7) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (8) 学校施設使用許可に関する事務
  - (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (11) 交際費の経理に関する事務
  - (12) 備品管理に関する事務
  - (13) 時間外勤務手当支給に関する事務
  - (14) 金券等の受払に関する事務
  - (15) 扶助費支給に関する事務
  - (16) 学校交際費支払いに関する事務
  - (17) 基金管理に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(指導室)

行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

#### ○会計課

- 1 監査年月日 令和7年11月26日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、会計課において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 金券等の受払に関する事務
  - (3) 出納員事務引継書に関する事務
  - (4) 備品管理に関する事務
  - (5) 現金管理に関する事務
  - (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

#### ○あんしん福祉部

- 1 監査年月日 令和7年11月26日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、あんしん福祉部（福祉総務課、介護保険課、障がい福祉課、生活援護課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 扶助費支給に関する事務
  - (6) 基金管理に関する事務
  - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 財産管理に関する事務
  - (10) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務

- (11) 備品管理に関する事務
- (12) 現金取扱に関する事務
- (13) 金券等の受払に関する事務
- (14) 介護保険料賦課徴収及び減免に関する事務
- (15) 第三者行為請求に関する事務
- (16) 生活保護費返還金等徴収に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、適正に執行されているものと認められた。

(生活援護課)

生活保護費返還金等徴収に関する事務において、年度を誤って収入しているものがあった。

### ○まちづくり部

1 監査年月日 令和7年12月25日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、まちづくり部（まちづくり総務課、道路整備課、道路管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、赤嶺太一監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 金券等の受払に関する事務
- (10) 財産取得管理に関する事務
- (11) 道路占用許可に関する事務
- (12) 法定外公共物占用許可に関する事務
- (13) 原材料の管理に関する事務
- (14) 現金取扱に関する事務
- (15) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○選挙管理委員会事務局

1 監査年月日 令和7年12月25日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 備品管理に関する事務
- (6) 交際費の経理に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (9) 財産管理に関する事務
- (10) 金券等の受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○農業委員会事務局

1 監査年月日 令和8年1月29日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、農業委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 交際費の経理に関する事務
- (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 金券等の受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○市民経済・にぎわい創出部

- 1 監査年月日 令和8年1月29日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市民経済・にぎわい創出部（つながり推進課、市民相談課、産業活性課、農業応援課、にぎわいイベント課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金等交付に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 備品管理に関する事務
  - (10) 基金管理に関する事務
  - (11) 現金取扱に関する事務
  - (12) 金券等の受払に関する事務
  - (13) 証紙売りさばきに関する事務
  - (14) 中小企業事業資金支援に関する事務
  - (15) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務
  - (16) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○健幸・スポーツ部

- 1 監査年月日 令和8年2月26日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、健幸・スポーツ部（文化振興課、健康づくり推進課、医療健康課、図書・学び交流課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金等交付に関する事務
  - (5) 基金管理に関する事務

- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 財産管理に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 現金取扱に関する事務
- (10) 金券等の受払に関する事務
- (11) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (12) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

### ○環境共生部（一般会計分）

1 監査年月日 令和8年3月26日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境共生部（環境総務課、環境・公害対策課、施設課、資源循環推進課、下水道・河川施設課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 財産管理に関する事務
- (10) 現金取扱に関する事務
- (11) 金券等の受払に関する事務
- (12) 証紙売りさばきに関する事務
- (13) 被服貸与に関する事務
- (14) 河川占用許可に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

資料 令和7年度財務監査（定期監査）における項目別指摘事項一覧

（1）行政財産の貸付・目的外使用許可事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
教育部	指導室	行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務	1件	調定が遅延しているものがあった。

（2）その他の事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
あんしん福祉部	生活援護課	生活保護費返還金等徴収に関する事務	1件	年度を誤って収入しているものがあった。

## 第4 行政監査

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第2項の規定による監査
- 2 監査対象 対象事務 税外未収金の債権管理について  
対象部局 あんしん福祉部介護保険課  
あんしん福祉部生活援護課  
こども部こども総務課  
こども部ほいく課  
教育部学校教育課
- 3 監査対象期間 各部局の財務監査（定期監査）対象期間と同じ
- 4 監査年月日 各部局の財務監査（定期監査）年月日と同じ
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、税外未収金を取扱い、恒常的に収入未済が発生している部局において、税外未収金が適切に管理されているか、各種帳票類の確認及びヒアリングにより実施した（財務監査（定期監査）と一体的に実施）。
- 6 主な着眼点
  - ・未収金回収に向けて適正に行われているか
  - ・不納欠損の事務処理は適正に行われているか
  - ・未収金発生防止に努めているか
- 7 監査結果

令和7年度の小中学校を除いた監査対象部局46課中、税外未収金の債権管理の行政監査を実施したのは5課であった（10.9%）。なお、詳細については次のとおりである。

### ・税外未収金の種類

税額未収金の種類は、あんしん福祉部介護保険課の介護保険料、生活援護課の生活保護費過払額返還金及び徴収金、こども部こども総務課のその他収入（返還金）、ほいく課の保育所入所者負担金及び保育所入所者使用料、教育部学校教育課のその他収入（返還金）であった。

### ・収入未済の金額

令和7年3月末の収入未済金額は、あんしん福祉部介護保険課の介護保険料105,065,901円、生活援護課の生活保護費過払額返還金及び徴収金387,111,536円、こども部こども総務課のその他収入（返還金）2,366,680円、ほいく課の保育所入所者負担金3,432,700円、保育所入所者使用料500,900円、教育部学校教育課のその他収入（返還金）754,720円であった。

・税外未収金の不納欠損金額

令和6年度の不納欠損金額は、あんしん福祉部介護保険課の介護保険料 34,760,233 円、生活援護課の生活保護費過払額返還金及び徴収金 19,777,476 円、こども部こども総務課のその他収入（返還金）826,950 円、ほいく課の保育所入所者負担金 679,000 円、保育所入所者使用料 0 円、教育部学校教育課のその他収入（返還金）0 円であった。

・税外未収金の督促等の状況

いずれの税外未収金においても、期日を超過しても納付されない場合は督促、催告をしており、あんしん福祉部介護保険課やこども部ほいく課は臨戸訪問を行い、あんしん福祉部介護保険課は差押えを実施していた。また、多くの課で児童手当からの充当等の支給調整を実施していた。

以上が監査結果であるが、令和7年度は監査対象部局の5課で「税外未収金の債権管理」について行政監査を実施し、税外未収金の回収状況や事務処理の確認を行った。引き続き、各課においては住民負担の公平性の観点から徹底した税外未収金の回収、法令に基づいた適正な不納欠損等の事務処理を行うようお願いしたい。

## 第5 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、令和6年度に引き続き、補助金交付団体（毎年500万円以上を交付する団体）については概ね5年に1回、指定管理者については原則として指定期間中（概ね5年）に1回の監査を実施することとした。

### 1 補助金交付団体

- 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。  
団体に関する事項
  - ・補助金の経理に関する事務所管部局に関する事項
  - ・補助金交付に関する事務
- 主な着眼点 団体に関する事項
  - ・収入、支出の経理は適正か
  - ・補助金が対象事業以外に流用されていないか
  - ・現金等の管理体制は適切か所管部局に関する事項
  - ・助成手続きは適正か
  - ・団体に対して適切に指導・監督を行っているか

### ○大和市イベント観光協会

- 1 所管部局 市民経済・にぎわい創出部 にぎわいイベント課
- 2 監査年月日 令和8年1月29日
- 3 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## 2 指定管理者

- 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。  
団体に関する事項
  - ・ 協定書に基づく義務の履行に関する事務所管部局に関する事項
  - ・ 指定管理業務の履行確認に関する事務
- 主な着眼点 団体に関する事項
  - ・ 協定書に則して、適正に業務が遂行されているか
  - ・ 現金、切手、証紙等の出納・保管・管理は適正か所管部局に関する事項
  - ・ 履行確認は、報告書等により適正に行われているか
  - ・ 指定管理者に対して適切に指導・監督を行っているか

### ○大和市コミュニティセンター深見南会館管理運営委員会

### ○大和市コミュニティセンター下草柳会館管理運営委員会

- 1 所管部局 市民経済・にぎわい創出部 つながり推進課  
こども部 こども青少年みらい課
- 2 指定管理施設 大和市コミュニティセンター深見南会館及び深見南児童館  
大和市コミュニティセンター下草柳会館及び下草柳児童館
- 3 監査年月日 令和7年9月30日
- 4 監査結果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。  
なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。